

改正

平成28年3月31日いわき市規則第19号

令和元年7月8日いわき市規則第11号

令和2年3月31日いわき市規則第23号

令和3年8月12日いわき市規則第45号

いわき市地方卸売市場業務条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第3条の2—第9条）

第2節 仲卸業者（第10条—第20条）

第3節 売買参加者（第21条—第25条）

第4節 関連事業者（第26条—第30条）

第3章 市場の業務の方法（第31条—第35条）

第4章 取引参加者の市場における遵守事項（第36条—第63条）

第5章 市場施設の使用（第64条—第76条）

第6章 市場取引委員会（第77条—第80条）

第7章 雑則（第81条—第90条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、いわき市地方卸売市場業務条例（平成28年いわき市条例第1号。以下「条例」という。）第73条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（販売開始時刻等）

第3条 条例第5条第2項に規定する卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

区分		時刻
販売開始時刻	せり売又は入札の方法	午前10時
	相対取引	午前8時
販売終了時刻		午後3時

2 前項の販売開始時刻は、電鈴又は振鈴をもって知らせるものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業務の許可の申請)

第3条の2 条例第6条の2第2項の申請書は、卸売業務許可申請書（第1号様式。以下この条及び次条において「申請書」という。）によるものとする。

2 条例第6条の2第2項の申請者（次項及び次条において「申請者」という。）が法人であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 貸借対照表及び損益計算書

(4) 業務を執行する役員の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真（申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのものをいう。以下同じ。）2枚

(5) 事業計画書

(6) 業務を執行する役員が、条例第6条の2第3項第2号、第5号及び第6号に規定する者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請者が個人であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚

(2) 資産調書

(3) 事業計画書

(4) 条例第6条の2第3項第2号、第5号及び第6号に規定する者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可証の交付)

第3条の3 市長は、申請書の提出があった場合において、卸売の業務を許可したときは、申請者に対し卸売業務許可証（第1号様式の2）を交付する。

(誓約書の提出)

第4条 卸売業者は、卸売の業務の許可を受けたときは、速やかに誓約書（第1号様式の3）を市長に提出しなければならない。

(保証金の額等)

第5条 条例第8条第1項の保証金の額は、次のとおりとする。

年間の卸売の金額	保証金の額	備考
10億円未満	120万円	年間の卸売の金額は、前事業年度（4月から翌年3月まで）により算定するものとする。
10億円以上50億円未満	200万円	
50億円以上	400万円	

2 条例第8条第2項第4号の市長が規則で定める有価証券は、次に掲げる債券とする。

- (1) 割引農林債券
- (2) 割引商工債券
- (3) 割引興業債券
- (4) 長期信用債券
- (5) 割引日本不動産債券
- (6) 市長が確実であると認める社債券

3 条例第8条第3項の市長が規則で定める額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第8条第2項第1号及び第2号に掲げる有価証券 額面金額に相当する額
- (2) 条例第8条第2項第3号に掲げる有価証券 額面金額の100分の90に相当する額
- (3) 前項各号に掲げる有価証券 時価の100分の80に相当する額又は額面金額の100分の80に相当する額のいずれか低い方の額

4 記名債券を保証金に充てる場合においては、売却の承諾書及び白紙委任状を添付しなければならない。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請)

第5条の2 条例第11条の3第2項の申請書は、卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書（第

1号様式の4)によるものとする。

2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、前項の卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第2項中「条例第6条の2第2項の申請者(次項及び次条)」とあるのは「条例第11条の3第1項の認可を受けようとする者(次項)」と、「次に掲げる書類」とあるのは「譲受人の次に掲げる書類及び譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、同条第3項中「次に掲げる書類」とあるのは「譲受人の次に掲げる書類及び譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書の提出があった場合において、卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可したときは、当該認可を受けた者に対し卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可書(第1号様式の5)を交付する。

(卸売業務の相続の認可の申請)

第5条の3 条例第11条の4第4項の申請書は、卸売業務相続認可申請書(第1号様式の6)によるものとする。

2 第3条の2第3項の規定は、前項の卸売業務相続認可申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第3項中「申請者が個人であるとき」とあるのは、「条例第11条の4第1項の認可を受けようとする者」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の卸売業務相続認可申請書の提出があった場合において、卸売の業務の相続の認可をしたときは、当該認可を受けた者に対し卸売業務相続認可書(第1号様式の7)を交付する。

(せり人の登録の申請)

第5条の4 条例第12条第2項の申請書は、せり人登録申請書(第1号様式の8。次項において「申請書」という。)によるものとする。

2 条例第12条第1項の登録を受けようとする卸売業者(次項において「申請者」という。)は、申請書にせり人の登録を受けようとする者の次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 住民票の写し又はこれに代わる書面

(3) 条例第12条第4項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(4) 写真2枚

3 市長は、条例第12条第3項の規定によりせり人の登録をしたときは、せり人登録簿に次に掲げる事項を記載し、せり人登録通知書(第1号様式の9)により申請者に通知するとともに、登録を受

けたせり人に対し、せり人登録証（第1号様式の10）及びせり人記章（第1号様式の11）を交付するものとする。

- (1) 取扱品目の部類名
 - (2) 卸売業者名
 - (3) せり人の氏名及び住所
 - (4) 登録年月日
 - (5) 登録番号
- (せり人の試験)

第5条の5 条例第12条第5項（条例第12条の2第3項において準用する場合を含む。）の試験は、せり人の業務を行うために必要な実務上の知識について、筆記又は口述の方法によるものとする。

(せり人の登録の更新の申請)

第5条の6 条例第12条の2第2項の申請書は、せり人登録更新申請書（第1号様式の12。次項において「申請書」という。）によるものとする。

2 条例第12条の2第1項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、申請書にせり人の登録の更新を受けようとする者の次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し又はこれに代わる書面
 - (2) 写真2枚
- (せり人の氏名等の変更等の届出)

第5条の7 卸売業者は、せり人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又はせり人が条例第12条第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(せり人の登録の消除の申請)

第5条の8 卸売業者は、せり人について条例第12条第1項の登録を消除しようとするときは、その旨を市長に申請しなければならない。

(せり人登録証等の再交付等)

第5条の9 せり人は、せり人登録証又はせり人記章を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。この場合において、せり人は、その実費を負担しなければならない。

2 せり人は、条例第12条の4第1項の規定によりその登録を消除されたときは、直ちにせり人記章を市長に返還しなければならない。

(定款変更等の届出)

第6条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その事項について市長に届け出なければならない。

- (1) 定款を変更したとき。
- (2) 総会及び取締役会の決議があったとき。
- (3) 資本金又は出資の額に変更があったとき。
- (4) 役員に変更があったとき。

(記章等の着用)

第7条 卸売業者は、卸売場内においては、その業務を執行する役員及び使用人に当該卸売業者が定めた記章及び帽子(次項において「記章等」という。)を着用させなければならない。

2 卸売業者は、記章等を定めたとき、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第8条 削除

(届出事項)

第9条 卸売業者は、条例第6条の2第3項第1号、第2号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 卸売業者又はその清算人若しくは代理人は、卸売業者(法人である場合にあっては、その業務を執行する役員を含む。)が起訴されたとき、又はその職務若しくは業務に関して訴訟の当事者となったとき、若しくはその判決があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業務の許可の申請)

第10条 条例第14条第2項の申請書は、仲卸業務許可申請書(第2号様式。以下この条及び次条において「申請書」という。)によるものとする。

2 条例第14条第2項の申請者(次項及び次条において「申請者」という。)が法人であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 業務を執行する役員の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚
- (5) 事業計画書

(6) 業務を執行する役員が、条例第14条第3項第2号、第5号及び第6号に規定する者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請者が個人であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚

(2) 資産調書

(3) 事業計画書

(4) 申請者が条例第14条第3項第2号、第5号及び第6号に規定する者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可証の交付)

第11条 市長は、申請書の提出があった場合において、仲卸しの業務を許可したときは、申請者に対し仲卸業務許可証（第3号様式）を交付する。

(保証金の額)

第12条 条例第16条第1項の保証金の額は、20万円とする。

(仲卸業者章の交付)

第13条 市長は、仲卸業者が前条の保証金を預託したときは、仲卸業者章（第4号様式）を交付する。

2 仲卸業者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の仲卸業者章を付けた帽子を着用しなければならない。

(仲卸業者章の再交付)

第14条 仲卸業者は、前条第1項の仲卸業者章を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。この場合において、仲卸業者は、その実費を負担しなければならない。

(仲卸補助者の承認等)

第15条 仲卸業者は、卸売業者が行う卸売に参加させる者（以下「仲卸補助者」という。）について市長の承認を受けなければならない。

2 仲卸業者は、前項の承認を受けようとするときは、仲卸補助者承認申請書（第5号様式）に仲卸補助者の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の仲卸補助者承認申請書の提出があった場合において、第1項の承認をしたときは、

仲卸補助者に対し仲卸補助章（第6号様式）を交付する。

4 仲卸補助者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の仲卸補助章を付けた帽子を着用しなければならない。

5 前条の規定は、第3項の仲卸補助章について準用する。

（仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請）

第16条 条例第18条において準用する条例第11条の3第2項の申請書は、仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書（第7号様式）によるものとする。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第2項中「条例第14条第2項の申請者（次項及び次条）」とあるのは「条例第18条において準用する条例第11条の3第1項の認可を受けようとする者（次項）」と、「次に掲げる書類」とあるのは「譲受人の次に掲げる書類及び譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、同条第3項中「次に掲げる書類」とあるのは「譲受人の次に掲げる書類及び譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書の提出があった場合において、仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可したときは、当該認可を受けた者に対し仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可書（第10号様式）を交付する。

（仲卸業務の相続の認可の申請）

第17条 条例第18条において準用する条例第11条の4第4項の申請書は、仲卸業務相続認可申請書（第13号様式）によるものとする。

2 第10条第3項の規定は、前項の仲卸業務相続認可申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第3項中「申請者が個人であるとき」とあるのは、「条例第18条において準用する条例第11条の4第1項の認可を受けようとする者」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の仲卸業務相続認可申請書の提出があった場合において、仲卸しの業務の相続の認可をしたときは、当該認可を受けた者に対し仲卸業務相続認可書（第14号様式）を交付する。

第18条 削除

（届出事項）

第19条 仲卸業者は、条例第14条第3項第1号、第2号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（準用）

第20条 第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条及び第9条第2項の規定は、仲卸業者につい

て準用する。

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認の申請)

第21条 条例第22条第2項の申請書は、売買参加者承認申請書(第16号様式。以下この条及び次条において「申請書」という。)によるものとする。

2 条例第22条第2項の申請者(次項及び次条において「申請者」という。)が法人であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 代表者の履歴書及び市町村長の発行する身分証明書
- (5) 常時売買に参加する者の履歴書、住民票の写し、当該法人の役員又は使用人であることを証する書面及び写真2枚
- (6) 申請者が条例第22条第3項第4号及び第5号に規定する者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請者が個人であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚
- (2) 申請者が条例第22条第3項第4号及び第5号に規定する者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(承認証等の交付)

第22条 市長は、申請書の提出があった場合において、売買参加者の承認をしたときは、申請者に対し売買参加者承認証(第17号様式)及び売買参加章(第18号様式)を交付する。

2 売買参加者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の売買参加章を付けた帽子を着用しなければならない。

(売買参加補助者の承認等)

第23条 売買参加者は、卸売業者が行う卸売に参加させる者(以下「売買参加補助者」という。)について市長の承認を受けなければならない。

2 売買参加者は、前項の承認を受けようとするときは、売買参加補助者承認申請書(第19号様式)

に売買参加補助者の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の売買参加補助者承認申請書の提出があった場合において、第1項の承認をしたときは、売買参加補助者に対し売買参加補助章（第20号様式）を交付する。

4 売買参加補助者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の売買参加補助章を付けた帽子を着用しなければならない。

（届出事項）

第24条 売買参加者は、条例第22条第3項第1号、第4号又は第5号に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（準用）

第25条 第4条の規定は、売買参加者について準用する。

2 第14条の規定は、第22条第1項の売買参加章及び第23条第3項の売買参加補助章について準用する。この場合において、第14条中「仲卸業者」とあるのは、「売買参加者」と読み替えるものとする。

第4節 関連事業者

（関連事業者の業務）

第26条 条例第25条第1項第1号の市長が規則で定める業務は、資材販売業（花きに係るものに限る。）、運送業、代金精算業その他市長が必要と認める業務とする。

2 条例第25条第1項第2号の市長が規則で定める業務は、飲食業、雑貨販売業、包装用品販売業その他市長が必要と認める業務とする。

（関連事業者の許可の申請）

第27条 条例第25条第2項の申請書は、関連事業者許可申請書（第21号様式。以下この条及び次条において「申請書」という。）によるものとする。

2 条例第25条第1項の規定による許可を受けようとする者（次項及び次条において「申請者」という。）が法人であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）定款

（2）登記事項証明書

（3）業務を執行する役員の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚

（4）直近2年間の事業実績（許可の対象業務に係るものに限る。）

（5）業務を執行する役員が、条例第26条第2号及び第5号に規定する者のいずれにも該当しない

ことを誓約する書面

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請者が個人であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚

(2) 資産調書

(3) 直近2年間の事業実績（許可の対象業務に係るものに限る。）

(4) 条例第26条第2号及び第5号に規定する者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可証の交付)

第28条 市長は、申請書の提出があった場合において、第1種関連事業又は第2種関連事業を許可したときは、申請者に対し関連事業者業務許可証（第22号様式）を交付する。

(保証金の額)

第29条 条例第27条第3項の保証金の額は、別表に定める市場の使用料（関連商品売場に係るものに限る。）の月額に110分の100を乗じて得た額の3倍とする。

(届出事項)

第29条の2 関連事業者は、条例第26条第1号、第2号又は第5号に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(準用)

第30条 第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条及び第9条第2項の規定は、関連事業者について準用する。

第3章 市場の業務の方法

(卸売の数量等の報告)

第31条 条例第32条の市長が規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 主要な品目の産地及び卸売予定数量並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び価格

(2) 主要な品目の産地並びに卸売の数量及び価格

2 前項第2号に掲げる事項の報告は、条例第40条に規定する売買取引の方法ごとに、価格を高値（最も高い価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。）に区分して行わなければならない。

3 条例第32条の市長が規則で定める時刻は、第1項第1号に掲げる事項の報告にあつては第3条第1項に規定する卸売のための販売開始時刻の2時間前の時刻と、第1項第2号に掲げる事項の報告にあつては同条第1項に規定する卸売のための販売終了時刻の2時間後の時刻とする。

4 第1項第1号に掲げる事項の報告は卸売予定数量等報告書（第23号様式）により、同項第2号に掲げる事項の報告は主要品目卸売価格報告書（第24号様式）により行うものとする。

（市長による卸売の数量等の公表）

第32条 条例第33条の市長が規則で定める事項は、前条第1項各号に掲げる事項とする。

2 市長は、条例第32条の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を公表するものとする。

（立入検査員証）

第33条 条例第35条第2項の証明書は、立入検査員証（第25号様式）によるものとする。

（売買取引の決済の方法）

第34条 条例第41条第1項の市長が規則で定める支払期日は、次の各号に掲げる売買取引の場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- （1）卸売業者が出荷者（委託者を除く。）から物品を買い受けた場合 当該物品を買い受けた日から起算して31日を経過する日
- （2）仲卸業者又は売買参加者が卸売業者から物品の卸売を受けた場合 当該物品の卸売を受けた日から起算して15日を経過する日
- （3）売買参加者又は買出人が仲卸業者から物品の販売を受けた場合 当該物品の販売を受けた日から起算して15日を経過する日

2 条例第41条第1項の市長が規則で定める支払方法は、次に掲げる方法とする。

- （1）現金払
- （2）口座振込
- （3）口座振替
- （4）小切手の振出し
- （5）手形の振出し
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める方法

（仕切り及び送金の期限等）

第35条 条例第42条の市長が規則で定める日は、受託物品の卸売をした日から起算して62日を経過する日とする。

2 卸売業者は、条例第42条の規定により売買仕切書を委託者に送付したときは、その送付した日の

属する年度から3年間その写しを保存しなければならない。

第4章 取引参加者の市場における遵守事項

(販売開始時刻前の卸売の禁止)

第36条 卸売業者は、販売開始時刻前に卸売をしてはならない。ただし、やむを得ない理由により販売開始時刻前に卸売をする場合は、販売開始時刻前の卸売許可申請書（第26号様式）を市長に提出しなければならない。

(異議の申立て)

第37条 せり売又は入札に参加した者は、そのせり落とし又は落札の決定について異議があるときは、直ちにその旨を市長に申し立てなければならない。

2 市長は、前項の規定による異議の申立てについて、正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再度の入札を命ずることができる。

(卸売をした物品の相手方の明示)

第38条 条例第46条第1項の規定による措置は、卸売をした物品にその相手方の名称、品目、数量、等級、品質等について、直ちに明示することにより行うものとする。

(卸売物品の引取りを怠った場合)

第39条 条例第46条第3項の規定による卸売を受けた物品の引取りを怠ったと認められるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者に引取りを請求したにもかかわらず、仲卸業者又は売買参加者が正当な理由がなく、これを引き取らないとき。
- (2) 仲卸業者又は売買参加者の所在が不明で、引取りの請求ができないとき。

(保管費用等の支払)

第40条 条例第46条第3項の規定による卸売業者の保管に要した費用は、仲卸業者又は売買参加者が卸売を受けた物品を引き取ったときに支払わなければならない。

2 条例第46条第4項に規定する差額は、卸売を受けた物品の引取りを怠った仲卸業者又は売買参加者が、卸売業者が他の者に卸売をした当日に支払わなければならない。

(卸売業者の届出事項)

第41条 卸売業者は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 仲卸業者又は売買参加者が卸売を受けた物品の代金の支払を怠ったとき。
- (2) 卸売業者が条例第46条第3項の規定により仲卸業者又は売買参加者の費用で卸売をした物品

を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をしたとき。

- (3) 仲卸業者又は売買参加者が条例第46条第3項の規定による卸売業者の保管に要した費用又は同条第4項に規定する差額の支払を怠ったとき。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売)

第42条 条例第47条第1項ただし書の市長が規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市場における入荷量が著しく多いため、又は市場に出荷された物品が仲卸業者及び売買参加者にとって品目若しくは品質が特殊であるため、残品を生ずるおそれがある場合
- (2) 仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合
- (3) 他の卸売市場の物品の入荷事情等からみて卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該他の卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合
- (4) 卸売業者が他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者から卸売を受ける者に対して卸売をする場合
- (5) 卸売業者が農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。）及び製造業者等（市場で取り扱う物品を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該製造業者等に対して卸売をする場合

2 条例第47条第2項の規定による報告は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売報告書（第27号様式）により行うものとする。

(卸売業者以外の者からの買入れ)

第43条 条例第48条第1項ただし書の市長が規則で定める場合は、次に掲げる卸売業者から買い入れることが困難な物品を卸売業者以外の者から買い入れる場合とする。

- (1) 花きであって、通常取引において卸売をしていないもの
- (2) 花きであって、通常取引において卸売のみによっては、当該花きの買受けを制限することとなるもの

(3) 花きであって、市場外におけるその取引の状況からみて、卸売業者が卸売をすることが価格の面で当該花きの買受けを制限することとなるもの

2 条例第48条第2項の規定による報告は、卸売業者以外の者からの買入れ報告書（第28号様式）により行うものとする。

(委託者が不明な物品の処理)

第44条 卸売業者は、委託者の判明しない物品があるときは、直ちにその旨を市長に報告し、その確認を受けなければならない。

2 卸売業者は、前項の確認を受けた後、その物品を販売することができる。

3 市長は、第1項の確認をしたときは、利害関係者の請求により、委託者の判明しない物品に関する証明書を交付する。

(販売原票の作成等)

第45条 卸売業者は、物品の卸売をしたときは、直ちに当該卸売の売買取引を記録した書面（以下この条において「販売原票」という。）を作成しなければならない。

2 卸売業者は、販売原票に基づき売渡しについて記録した書面を作成し、仲卸業者又は売買参加者に交付しなければならない。

3 卸売業者は、第1項の規定により販売原票を作成したときは、その作成した日の属する年度から3年間これを保存しなければならない。

(売買取引条件の公表事項)

第46条 条例第51条の市長が規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 花きの引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の花きの卸売に関し出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人が負担する費用の種類、内容及び額

(5) 花きの卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 奨励金等（卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第5条第6号に規定する奨励金等をいう。第49条第1項第4号において同じ。）を交付する場合にあっては、その種類、内容及び額並びにその交付の基準

(閲覧拒否の正当な理由)

第47条 条例第52条第3項の市長が規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合
(仲卸業者による事業報告書)

第48条 条例第53条の事業報告書は、仲卸業者事業報告書（第29号様式）によるものとする。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第49条 条例第54条の市長が規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 主要な品目の産地及び卸売予定数量
- (2) 主要な品目の産地並びに卸売の数量及び価格
- (3) 前月の委託手数料（条例第51条の規定により公表したものに限る。）の種類ごとの受領額
- (4) 前月に奨励金等（条例第51条の規定により公表したものに限る。）を交付した場合にあっては、その種類及び額

2 条例第54条の市長が規則で定める時は、前項第1号に掲げるものの公表にあっては第3条第1項に規定する卸売のための販売開始時刻の2時間前の時刻と、前項第2号に掲げるものの公表にあっては同条第1項に規定する卸売のための販売終了時刻の2時間後の時刻と、前項第3号及び第4号に掲げるものの公表にあっては卸売をした月の翌月20日とする。

第50条から第63条まで 削除

第5章 市場施設の使用

(施設の使用の指定等)

第64条 条例第55条第1項の規定による指定及び同条第2項の規定による許可を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、市場施設使用指定・許可申請書（第37号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の市場施設使用指定・許可申請書の提出があった場合において、同項の指定及び許可をしたときは、申請者に対し市場施設使用指定・許可書（第38号様式）を交付する。

3 市長は、必要があると認めるときは、条例第55条第1項の規定による指定及び同条第2項の規定による許可に係る位置、面積、使用期間その他の使用条件を変更することができる。

(使用期間)

第65条 市場の施設の使用期間は、2年とする。

(施設の使用の保証金)

第66条 条例第55条第4項の保証金の額は、別表に定める市場の使用料の月額に110分の100を乗じて得た額の3倍とする。

2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の保証金について準用する。

(原状変更の承認の申請)

第67条 条例第57条第1項ただし書の承認を受けようとする者(第3項において「申請者」という。)は、市場施設の原状変更承認申請書(第39号様式)に設計図面、仕様書、費用見積書及び市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市場の施設に備付け以外の看板、装飾、広告物等を設けることは、市場の施設の原状に変更を加えるものとみなす。

3 市長は、必要があると認めるときは、条例第57条第1項ただし書の承認をした後であっても、申請者に対し指示をし、又は変更若しくは除去を命ずることができる。

4 使用者は、条例第57条第1項ただし書の承認又は前項の規定による指示若しくは命令を受け、工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出て、当該工事の検査を受けた後でなければ使用することができない。

(工事の施工)

第68条 市長は、必要があると認めるときは、いつでも市場の施設の工事を施工することができる。

(施設の維持)

第69条 市長は、使用者に対し、市場の施設の使用の状況、保健衛生及び災害の予防について検査し、又は必要な措置を命じ、若しくは使用を制限することができる。

(修繕費用の使用者負担)

第70条 条例第55条第2項の規定による許可を受けた市場の施設のうち、蛍光灯、電球、窓ガラスその他構造上重要でない部分の修繕等に要する費用は、使用者の負担とする。

(施設の返還の届出)

第71条 条例第58条の規定による市場の施設の返還をしようとする者は、市場施設返還届出書(第40号様式)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第72条 条例第58条の規定による市場の施設の返還をすべき者が同条の市長の指定する期間内にこれを返還しないときは、その者は、当該期間の末日の翌日から起算して返還を完了する日までの使用料に相当する額(返還の遅延により市に損害が生じたときは、その損害額を加算した額)を賠償し

なければならない。

(使用料)

第73条 条例第61条第1項の市長が規則で定める額は、別表のとおりとする。

(使用料の徴収)

第74条 条例第61条第1項の規定による市場の使用料の徴収は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める期限により行うものとする。

- (1) 卸売業者の市場の使用料及び仲卸業者の市場の使用料のうち、面積割による使用料以外の使用料 当月分を翌月25日まで
- (2) 月額による使用料 当月分を当月25日まで
- (3) 会議室及び研修室の使用料 施設の使用の許可を受けたとき。

2 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項各号の規定による期限を変更することができる。

(使用者の負担する費用)

第75条 条例第61条第2項に規定する市長の指定する費用は、次に掲げる市場の施設に係る電気、上下水道及び内線電話（以下「電気等」という。）の費用とする。

- (1) 卸売場
- (2) 仲卸売場
- (3) 買荷保管積込所
- (4) 倉庫
- (5) 関連商品売場
- (6) 買受人詰所
- (7) 関係業者事務所
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する施設

2 前項の費用の計算は、計器による。ただし、これによりがたいときは、市長が認める方法によることができる。

3 第1項の費用の徴収は、当月分を翌月25日までに行うものとする。

4 市長は、使用者がその使用する施設に係る第1項の費用を滞納したときは、当該施設の電気等の使用を停止することができる。

(使用料の減免の申請)

第76条 条例第62条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（第41号様式）を市長に提出しなければならない。

第6章 市場取引委員会

(会長及び副会長)

第77条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第78条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者が審議すべき事項を示して会議の招集を要請したときは、会議を招集するものとする。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第79条 委員会の庶務は、農林水産部卸売市場において処理する。

(委任)

第80条 前3条に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

第7章 雑則

第81条 削除

(卸売業務の代行の措置)

第82条 卸売業者は、卸売の業務の許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなったときは、直ちに、卸売をしていない受託物品について、その品目、数量、委託者その他受託に関する事項を市長に報告しなければならない。

2 条例第67条第1項の規定による卸売の業務を代行する他の卸売業者は、直ちにその旨を前項の卸売をしていない受託物品に係る委託者に通知しなければならない。同条第2項の規定により市長が自ら卸売の業務を行うときも、同様とする。

3 市長は、条例第67条第2項の規定により自ら卸売の業務を行うときは、条例第12条第1項の登録を受けているせり人を使用することができる。

(許可証等の返還)

第83条 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者がその資格を失ったときは、遅滞なく、卸

売業者にあつては第3条の3の卸売業務許可証、仲卸業者にあつては第11条の仲卸業務許可証及び第13条第1項の仲卸業者章を、売買参加者にあつては第22条第1項の売買参加者承認証及び同項の売買参加章を、関連事業者にあつては第28条の関連事業者業務許可証を市長に返還しなければならない。

2 仲卸補助者又は売買参加補助者がその資格を失ったときは、遅滞なく、仲卸補助者にあつては第15条第3項の仲卸補助章を、売買参加補助者にあつては第23条第3項の売買参加補助章を市長に返還しなければならない。

(臨時の休業又は営業)

第84条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者は、やむを得ない理由により、開場日に休業し、又は休日に営業しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、臨時休業・営業承認申請書(第43号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用人の届出)

第85条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、その業務に関して使用人を雇用し、又は解雇したときは、使用人届出書(第44号様式)を市長に提出しなければならない。

(掲示事項)

第86条 市長は、次に掲げる場合においては、その旨を市場内に掲示するものとする。

- (1) 条例第4条第2項により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないとき。
- (2) 条例第5条第1項ただし書により開場の時間を臨時に変更したとき。
- (3) 条例第39条第1項から第7項までの規定による処分をしたとき。
- (4) 市場に関する法令に変更があったとき、又は条例、規則及び要綱を変更したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

(開場日等の変更の通知)

第87条 卸売業者は、前条第1号又は第2号の規定による掲示があったときは、直ちにその旨を業務上必要と認める者に通知しなければならない。

(入場の制限等)

第88条 市長は、次に掲げる者に対し、その入場を制限し、又は退去を命ずるものとする。

- (1) 市場内において暴行、脅迫その他不穏な行為を行い市場の秩序を乱す者
- (2) 市場内において他人の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある者
- (3) 伝染性の疾病のある者

(施設の清掃等)

第89条 使用者は、条例第71条第1項の規定により、清掃及び廃棄物の適切な処理並びに消毒（以下「清掃等」という。）を行い、常に市場の施設の清潔を保持しなければならない。

2 使用者は、常に物品、容器等を整理し、通路等に放置してはならない。

3 使用者は、通路、排水路その他共用する施設及び設備で市長が指定するものについては、共同して清掃等を行わなければならない。

4 前項の場合において、使用者は、清掃等に関する責任者及び費用の負担方法等を定め、市長に届け出なければならない。

(補則)

第90条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(いわき市中央卸売市場業務条例施行規則の一部改正)

2 いわき市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和52年いわき市規則第30号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成28年3月31日いわき市規則第19号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月8日いわき市規則第11号）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「（第73条関係）」を「（第29条、第66条、第73条関係）」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用（会議室及び研修室にあっては、使用の許可。以下同じ。）に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日いわき市規則第23号）

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

附 則（令和3年8月12日いわき市規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第29条、第66条、第73条関係）

区分		使用料	
卸売業者		卸売の金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の1,000分の3に相当する額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額154円	
仲卸業者		仲卸業者が条例第48条第1項ただし書の規定により卸売業者以外の者から買入れた物品の金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の1,000分の3に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額880円	
買荷保管積込所		1平方メートルにつき	月額 440円
駐車場		自動車1台につき	月額 697円
倉庫		1平方メートルにつき	月額 466円
関連商品売場	1階	1平方メートルにつき	月額 1,214円
	2階	1平方メートルにつき	月額 755円
買受人詰所		1平方メートルにつき	月額 341円
関係業者事務所	卸売業者事務所及び仲卸業者事務所	1平方メートルにつき	月額 990円
	その他の団体事務所	1平方メートルにつき	月額 828円
会議室	大会議室	1回（3時間以内）につき	1,320円
	小会議室	1回（3時間以内）につき	1,100円
研修室		1回（3時間以内）につき	3,300円
空地		1平方メートルにつき	月額 55円

備考

- 1 市場の施設の使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 2 月の中途から使用を開始する場合又は月の途中で使用を終了する場合の当該月の使用料の額は、この表に定める使用料（月額による使用料に限る。）の額を30で除して得た額に、当該月における使用日数を乗じて得た額とする。
- 3 この表に基づいて算出した使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる

ものとする。

第1号様式（第3条の2関係）

卸売業務許可申請書

年 月 日

いわき市長 様

住 所
名 称
代表者氏名

ふりがな 名称及び代表者氏名		ふりがな 商 号		
所 在 地		取扱品目 部		
資本金又は出資の額				
役員	役 職 名	氏 名	生年月日	住 所
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	



いわき市指令第 号

卸売業務許可証

商 号

名 称

代表者氏名

許可番号 第 号

いわき市公設地方卸売市場 部において卸売の業務を行うことを許可します。

年 月 日

いわき市長 印

誓約書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市公設地方卸売市場 部
名 称
氏 名 (法人にあっては代表者の氏名)

- 1 関係法令、いわき市地方卸売市場業務条例及びいわき市地方卸売市場業務条例施行規則等並びにこれらに基づく指示に従い、誠実かつ公正に取引をいたします。
- 2 上記の法令等又は指示に違反したときは、相当の処分を受けても異議を申し立てません。

第1号様式の4 (第5条の2関係)

卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市公設地方卸売市場 部卸売業者
譲渡人 名 称
代表者氏名
譲受人 住 所
名 称
代表者氏名

卸売業務の許可 許可番号 第 号 年 月 日許可	取扱品目 部
譲渡し・譲受けの時期 年 月 日予定	
譲渡し・譲受けを必要とする理由	
譲渡し・譲受けの内容及び条件	

第1号様式の5 (第5条の2関係)

卸売業者の事業の譲渡し及び
譲受け認可書

いわき市指令 第 号
年 月 日

名 称
代表者氏名

いわき市長 印

年 月 日付けで申請のあった卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けについては、いわき市地方卸売市場業務条例第11条の3第1項の規定により、認可します。

第1号様式の6 (第5条の3関係)

卸売業務相続認可申請書

年 月 日

いわき市長 様

住 所
氏 名

被相続人	住 所		
	氏 名		
	死亡年月日		
相 続 人	住 所		
	氏 名 (生年月日)		
	続柄		
年 月 日	相 続 開 始	引き続き営もうとする卸売業務に係る取扱品目	部

第1号様式の7（第5条の3関係）

卸売業務相続認可書

いわき市指令 第 号
年 月 日

住 所
氏 名

いわき市長 印

年 月 日付けで申請のあった卸売業務の相続については、いわき市地方卸売市場業務条例第11条の4第1項の規定により、認可します。

第1号様式の8 (第5条の4関係)

せり人登録申請書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市公設地方卸売市場 部卸売業者
 名 称
 代表者氏名

注意 太枠の中だけ記入してください。

ふりがな 氏 名	生年月日	経 験 年数	住 所	添付書類			
				1	2	3	4
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						

添付書類 1 履歴書 2 住民票の写し又はこれに代わる書面 3 誓約書
 4 写真2枚

せり人登録通知書

年 月 日

いわき市公設地方卸売市場 部卸売業者

名 称

代表者 様

いわき市長

印

年 月 日 申 請 書 受 付			
登 録 番 号	氏 名	登 録 年 月 日	特 記 事 項
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	

（表 面）

91ミリメートル

写 真	せり人登録証		No. _____	
	氏 名			
	生年月日	年	月	日生
	登録年月日	年	月	日
	有効期限	年	月	日
	所属卸売会社名			
番 号	第		号	

上記の者は、いわき市公設地方卸売市場 _____ 部のせり人として登録を受けていることを証します。

年 月 日

いわき市長 印

64ミリメートル

（裏 面）

（注 意）

- 1 せりに従事するときは、本証を必ず携帯し、提示を求められたときは、直ちにこれを提示すること。
- 2 関係法令を遵守すること。
- 3 職務を誠実、公正かつ迅速に遂行すること。
- 4 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく市長に届け出て再交付を受けること。
- 6 本証の記載事項に変更を生じたときは、卸売業者を経て直ちにあらたな記載を受けること。
- 7 登録の取消し若しくは消除を受けたとき又は有効期限が過ぎたときは、速やかにこの本証を返還すること。

第1号様式の11（第5条の4関係）

せり人記章



寸	法	直 径	60ミリメートル
		外 枠 幅	7ミリメートル
地	色	花 ぎ 部	淡 桃
文字、数字及び 市 章 の 色		黒	

第1号様式の12（第5条の6関係）

せり人登録更新申請書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市公設地方卸売市場 部卸売業者
 名 称
 代表者氏名

注意 この申請書は、2部提出すること。

ふりがな 氏 名	生年月日	住 所	登 年 月 録 日	登録番号
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			

年 月 日

上記の者は、せり人として登録の更新をしたので通知します。

いわき市長 印

仲卸業務許可申請書

年 月 日

いわき市長 様

住 所
名 称
代表者氏名

ふりがな 名称及び代表者氏名		ふりがな 商 号		
所 在 地		取扱品目 部		
資本金又は出資の額				
役員	役 職 名	氏 名	生年月日	住 所
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	



いわき市指令第 号

仲卸業務許可証

商 号

名 称

代表者氏名

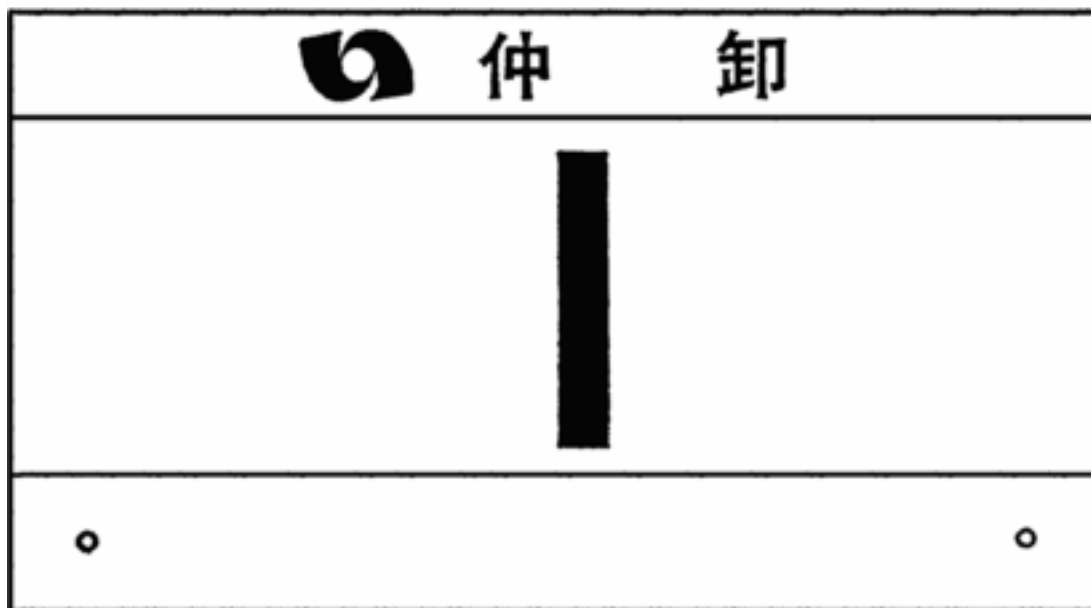
許 可 番 号 第 号

いわき市公設地方卸売市場 部において仲卸しの業務を行うことを許可します。

年 月 日

いわき市長 印

仲卸業者章



寸	法	60ミリメートル×110ミリメートル
地	色	花き部 淡桃
文字、数字及び 市章の色		黒

仲卸補助者承認申請書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市公設地方卸売市場 部仲卸業者
名 称
代表者氏名

ふりがな 氏 名	生年月日	住 所	勤続 年数	特記事項
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

いわき市指令第 号

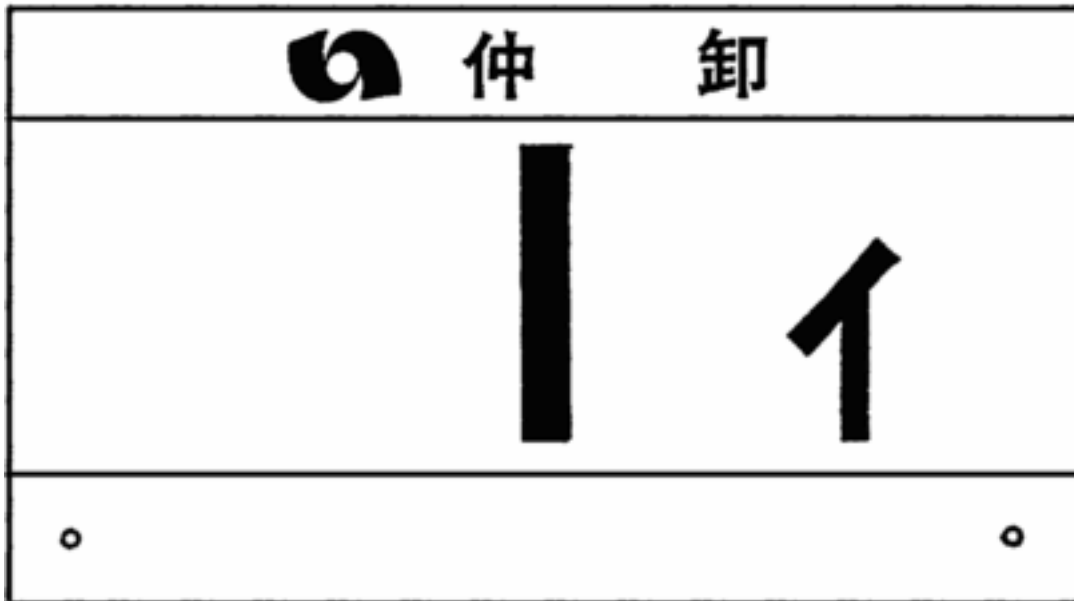
上記申請のとおり承認します。

年 月 日

いわき市長 印

第6号様式（第15条関係）

仲卸補助章



寸法 60ミリメートル×110ミリメートル
 地色 花き部 淡桃
 文字、数字及び市章の色 黒

第7号様式（第16条関係）

仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市公設地方卸売市場

部仲卸業者

譲渡人 名称
 代表者氏名
 譲受人 住所
 名称
 代表者氏名

仲卸業務の許可 許可番号 第 号 年 月 日許可	取扱品目 部
譲渡し・譲受けの時期 年 月 日予定	
譲渡し・譲受けを必要とする理由	
譲渡し・譲受けの内容及び条件	

第8号様式及び第9号様式 削除

第10号様式 (第16条関係)

仲卸業者の事業の譲渡し及び
譲受け認可書

いわき市指令 第 号
年 月 日

名 称
代表者氏名

いわき市長 印

年 月 日付けで申請のあった仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けについては、いわき市地方卸売市場業務条例第18条において準用する同条例第11条の3第1項の規定により、認可します。

第11号様式及び第12号様式 削除

第13号様式 (第17条関係)

仲卸業務相続認可申請書

年 月 日

いわき市長 様

住 所
氏 名

被相続人	住 所		
	氏 名		
	死亡年月日		
相 続 人	住 所		
	氏 名 (生年月日)		
	続柄		
年 月 日	相 続 開 始	引き続き営もうとする仲卸業務に係る取扱品目	部

仲卸業務相続認可書

いわき市指令 第 号
年 月 日

住 所
氏 名

いわき市長 印

年 月 日付けで申請のあった仲卸業務の相続については、いわき市地方卸売市場業務条例第18条において準用する同条例第11条の4第1項の規定により、認可します。

第15号様式 削除

第16号様式 (第21条関係)

売買参加者承認申請書

年 月 日

いわき市長 様

所在地

電話 ()

商 号

又は屋号

名 称

氏 名 (法人にあっては)
代表者の氏名

取扱品目 (該当する□に✓を入れること。)	
□花 き 部	
資本金又は出資の額 (申請者が個人であると きは記入しないこと。)	食品衛生法に基づく許可番号
	第 号 年 月 日許可

常時売買に参加する者は下記の欄に記入すること。

氏 名	役職名又は申請者との続柄
年 月 日生	
住 所	

注意 支店で申請するときは、氏名又は名称の欄にその支店名及び支店長名を記入すること。

第17号様式（第22条関係）



いわき市指令第 号

売買参加者承認証

名 称

代表者氏名

承認番号 第 号

いわき市公設地方卸売市場 部の売買参加者として承認します。

年 月 日

いわき市長

印

第18号様式（第22条関係）

売買参加章



寸 法
地 色
文字、数字及び
市 章 の 色

60ミリメートル×110ミリメートル
花き部 淡桃
黒

売買参加補助者承認申請書

年 月 日

いわき市長 様

所在地

電話（ ）

商号
又は屋号

名称

氏名 （法人にあつては）
代表者の氏名

注意 支店で申請するときは、氏名又は名称の欄にその支店名及び支店長名を記入すること。

取扱品目（該当する□に✓を入れること。）			
□花 き 部			
氏 名	生年月日	住 所	役職名又は申請者との続柄
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		

売買参加補助章



寸	法	60ミリメートル×110ミリメートル
地	色	花き部 淡桃
文字、数字及び		黒
市章の色		

関連事業者許可申請書

年 月 日

いわき市長 様

住 所
 名 称
 氏 名（法人にあつては代表者の氏名）

注意 申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額の欄及び役員欄は記入しないこと。

氏名及び名称		事業の種類及びその内容		
所在地		資本金又は出資の額 円		
役 員	役職名	氏名	生年月日	住 所
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	



いわき市指令第 号

関連事業者業務許可証

名 称

代表者氏名

許 可 番 号 第 号

いわき市公設地方卸売市場において関連事業者の業務を営むことを次の指定をして許可します。

1 事業の種類 第 種関連事業

2 事業の内容

年 月 日

いわき市長



卸売予定数量等報告書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市公設地方卸売市場 部卸売業者
 名 称
 代表者氏名

主要品名	売買取引等の方法等	主要産地	入荷予定数	左のうち本日上場する数量 (A)	貯蔵品中本日上場する数量 (B)	卸売予定数量 合計 (A)+(B)
	せり					
	相対					
	せり					
	相対					
	せり					
	相対					
	せり					
	相対					
	せり					
	相対					
	せり					
	相対					
総卸売予定数量						
	第三者販売計					
	商物分離計					
	第三者販売計					
	商物分離計					

主要品目卸売価格報告書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市公設地方卸売市場 部卸売業者
 名 称
 代表者氏名

主要品名	売買取引の方法等	主要産地	数量	単位	卸 売 価 格		
					高 値 円	中 値 円	安 値 円
	せ り						
	相 対						
	せ り						
	相 対						
	せ り						
	相 対						
	せ り						
	相 対						
	せ り						
	相 対						
	せ り						
	相 対						
	第三者販売計						
	商物分離計						
	第三者販売計						
	商物分離計						

（表 面）

91ミリメートル

64ミリメートル

第 号

立 入 検 査 員 証

所 属

職 名

氏 名

年 月 日 生

年 月 日 発 行

いわき市長 印

（裏 面）

（注 意）

- 1 本証は、いわき市地方卸売市場業務条例第35条第1項の規定により立入検査をするときは、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 本証は、立入検査員の指定を解かれたときは、直ちに返還しなければならない。
- 4 本証には、犯罪捜査のための権限は認められていない。

第26号様式（第36条関係）

販売開始時刻前の卸売許可申請書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市公設地方卸売市場 部卸売業者
 名 称
 代表者氏名

注意 この申請書は、2部提出すること。

品 名	産 地	出 荷 者 名	規 格 等 級	入荷見込数量	申請数量	卸売の相手方	販売期日	理 由

いわき市指令第 号

上記申請のとおり許可します。

年 月 日

いわき市長 印

第27号様式（第42条関係）

仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売報告書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市公設地方卸売市場 部卸売業者
 名 称
 代表者氏名

注意 □のある欄は、該当する箇所に印を付けてください。

区 分	品 名	産 地	出 荷 者 名	規 格 等 級	入荷数量	卸売数量	年 月 分 卸 売 の 相 手 方
□ 第42条第1項第1号	□ 第42条第1項第2号						
	□ 第42条第1項第3号						
	□ 第42条第1項第4号						
	□ 第42条第1項第5号						

第28号様式（第43条関係）

卸売業者以外の者からの買入れ報告書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市公設地方卸売市場 部 仲卸業者
 名 称
 代表者氏名

注意 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

							年 月分
区 分	品 名	産 地	買入れの相手方	買入れ金額	販売数量	販売金額	販 売 の 相 手 方
<input type="checkbox"/> 第43条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第43条第1項第2号 <input type="checkbox"/> 第43条第1項第3号							

第29号様式（第48条関係）

仲卸業者事業報告書（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日提出

いわき市長 様

いわき市公設地方卸売市場 部仲卸業者
名 称
代表者氏名

第1 業務の状況

1 事業の概要

（記載上の注意）仲卸業務に係る売上高及び経営収支の概要を記載すること。

2 総会及び取締役会等の決議事項等

開催年月日	決議事項等

3 内部組織に関する事項

(1) 事業運営組織（組織図及び説明）

(2) 役員の名略歴及び持株数又は出資口数

役名及び職名	氏名 (生年月日及び住所)	略歴	持株数又は出資口数

(3) 役員及び従業員の状況

区	分	人数	平均年齢	平均勤続年数
役員	常勤	人	歳	年
	非常勤			
	小計			
従業員	営業関係			
	事務関係			
	小計			
合計				
臨時職員年間平均雇用人数				

4 仲卸業務の状況

(1) 仕入先別金額

卸売業者	千円
直荷引き	千円
その他	千円
合計	千円

(2) 販売先別金額

一般小売店	千円
大規模小売店	千円
その他	千円
合計	千円

(3) 売掛債権

一般小売店	千円
大規模小売店	千円
その他	千円
合計	千円

(4) 代金の回収状況

一般小売店	日
大規模小売店	日
その他	日
合計	日

第2 経理の状況

1 貸借対照表

2 損益計算書

3 株主資本等変動計算書

4 貸借対照表及び損益計算書の内訳

第30号様式から第36号様式まで 削除

第37号様式（第64条関係）

指定
市場施設使用申請書
許可

年 月 日

いわき市長 様

住 所

名 称

電話().....

氏 名（法人にあっては代表者の氏名）

申請区分（該当する□に✓を入れること。）	
<input type="checkbox"/> 指 定 <input type="checkbox"/> 許 可	
使用施設の種別	使用目的
使用面積等	使用期間 年 月 日 午前 時から 日間 午後 時まで 使用 時間
特記事項	年 月 日 午前 時 午後 時

指定書
市場施設使用許可

いわき市指令第 号
年 月 日

様

いわき市長 印

		許可番号 第 号	
施設の種別		位置 別紙位置図	
		面積等	
期間		使用料	
年 月 日	午前 時から	日間 使用 時間	円
年 月 日	午後 時まで		
条件			

第39号様式（第67条関係）

市場施設の原状変更承認申請書

年 月 日

いわき市長 様

住 所
 名 称
 氏 名（法人にあつては代表者の氏名）

原 状 変 更 の 内 容	施設の種類	位置
	面積 ㎡	原状変更の理由
	内容	
工事期間 年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日使用開始予定

いわき市指令 第 号

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

いわき市長 印

第40号様式（第71条関係）

市場施設返還届出書

年 月 日

いわき市長 様

住 所
 名 称
 氏 名（法人にあつては代表者の氏名）

返還する施設名	面積 ㎡
	年 月 日返還
返還する施設の現状	原状回復に要する期間
返還理由	

使用料減免申請書

年 月 日

いわき市長 様

住 所
名 称
氏 名（法人にあつては代表者の氏名）

注意 太線の中だけ記入すること。

使用料の種類	減免を受けようとする施設の面積 m ²
減免の期日 年 月 日 午前 時から 午後 年 月 日 午前 時まで 午後	減免を受けようとする理由
納付すべき使用料 円	減免の金額 円

いわき市指令 第 号

上記のとおり減免します。

年 月 日

いわき市長 印

第42号様式 削除

第43号様式 (第84条関係)

休業
臨時承認申請書
営業

年 月 日

いわき市長 様

住 所

名 称

氏 名 (法人にあっては代表者の氏名)

申請区分 (該当する□に✓を入れること。)	
<input type="checkbox"/> 休 業 <input type="checkbox"/> 営 業	
期間	理由
年 月 日から 年 月 日まで (日間)	

いわき市指令 第 号

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

いわき市長

印

第44号様式（第85条関係）

使用人届出書

年 月 日

いわき市長 様

住所
 名称
 氏名（法人にあつては代表者の氏名）

注意 該当するものを○で囲むこと。

区 分	職 種	ふりがな 氏 名	生 年 月 日	住 所	雇用又は解雇 年 月 日	特 記 事 項
雇 用		
解 雇		
雇 用		
解 雇		
雇 用		
解 雇		
雇 用		
解 雇		